

令和7年度 新型コロナウイルス感染症 予防接種のお知らせ

昭和町では、高齢者の新型コロナウイルス感染症の発症と重症化防止を図ることを目的として、高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種について接種料金の一部補助事業を実施いたします。予防接種を希望する方は通知文をよくお読みの上、接種を受けるようにしてください。

この予防接種は、接種を希望する方のみが受けるもので、接種を受ける法律上の義務はありません。

また、接種を受ける本人の意思が確認できなければ接種を受けることはできませんのでご了承ください。

(この通知は、昭和35年10月1日以前に生まれた65歳以上の方にお送りしております。)

実施期間

令和7年10月1日(水) ~
令和8年3月31日(火) まで

助成のしくみ

接種費用額

医療機関が
設定する額

—

助成額

7,800 円

=

自己負担額

※今年度より、国助成がなくなるため、自己負担額は8,000円前後になる予定です。

①接種方法

☆この通知の裏面をお読みになり、予防接種についてよく理解してください。

☆事前に医療機関に問い合わせをし、接種の予約と接種費用の確認をしてください。

(「医療機関一覧」にかかりつけ医療機関が掲載されていない場合は、役場いきいき健康課までお問い合わせください。)

②接種時の持ち物

☆予診票(この通知に同封している、白色の2枚複写の用紙)

☆保険証(マイナ保険証)または資格確認書

☆自己負担金(医療機関によって異なります。予約の際に料金を確認してください。)

③注意点

- ☆接種料金の助成対象となるのは、実施期間中の1回のみの接種となります。実施期間外の接種や2回目以降の接種は補助の対象とはなりません。
- ☆町と契約を交わしていない医師により実施された予防接種については、接種料金の助成はできず、全額自己負担となります。
- ☆予診票は2枚複写になっています。2枚とも切り離さずにお使いください。

～新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける前に必ずお読みください～

◆新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルスによって起きる感染症です。主に鼻やのど、気管、肺などの臓器（呼吸器）に感染し、インフルエンザや風邪に似た症状を引き起こします。

◆ワクチンの効果と副反応

新型コロナワクチンについては、人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められています。

主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、発熱等がみられることがあります。まれな頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生します。

◆他のワクチンとの接種間隔

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については特に医師が認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

◆副反応が起こった場合

副反応が起こった場合は、接種を受けた医療機関にまずはご相談ください。

ワクチン接種を受けることができない人	・接種当日、発熱がある方（37.5 度以上） ・重篤かつ急性の疾患にかかっている方 ・ワクチン成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴がある方 ・医師により接種不当と診断された方
ワクチン接種にあたり注意が必要な人	・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天免疫不全症の方がいる方 ・心臓、腎臓または肝臓、血液疾患などの基礎疾患がある方 ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方 ・過去にけいれんを起こしたことがある方 ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こる可能性のある方 ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方